

## 大会規約並びに取り決め事項

### 第1条 (目的)

この規程は、田辺・西牟婁学童野球協議会（以下「本協議会」という）の主催する公式大会について、その運営、競技等に関する事項を定め、大会の円滑化を図り、もって正しい学童野球の普及発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 (公式大会)

(1) 本協議会が主催する公式の大会は次の通りとする。

- ① 富田川ライオンズ旗争奪学童軟式野球大会兼西牟婁支部学童野球新人大会
- ② 田辺市市長旗争奪学童軟式野球大会
- ③ 山收木材 CUP 争奪学童軟式野球大会兼西牟婁郡春季学童軟式野球大会
- ④ 中田食品旗争奪学童軟式野球大会兼高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会西牟婁支部予選大会
- ⑤ ヤマモトスポーツ旗争奪学童軟式野球大会兼スポーツ少年団軟式野球西牟婁支部予選大会
- ⑥ 田辺ロータリー旗争奪学童軟式野球大会兼学童選手権西牟婁支部予選大会
- ⑦ 和歌山ウェイブス杯争奪学童軟式野球大会兼代表決定戦西牟婁支部予選大会  
(ナガセケンコー和歌山県大会に出場、ポップアスリート大会和歌山県大会の出場権)
- ⑧ JA 紀南旗争奪ちゃぐりん学童軟式野球大会
- ⑨ B 級 学童軟式野球西牟婁支部予選大会
- ⑩ C 級 学童軟式野球西牟婁支部予選大会
- ⑪ 田辺市議長旗争奪学童軟式野球大会
- ⑫ いちのせバッティングセンター旗争奪学童軟式野球大会兼西牟婁郡秋季学童軟式野球大会
- ⑬ 田辺はまゆうロータリークラブ・田辺東ロータリークラブ学童軟式野球大会兼メイトスポーツ旗争奪学童軟式野球大会 (JA 共済和歌山県大会予選)
- ⑭ 若鷲旗争奪学童軟式野球大会 (紀伊民報社後援)
- ⑮ 田辺・西牟婁学童協議会 キャッチボールクラシック大会 (兼 和歌山県大会)
- ⑯ その他本協議会が認めた大会、チーム結成記念大会等

(2) 公式大会の新規参入期日について

協賛事業者等の確定は、毎年2月前後に行う指導者研修会兼代表者会議とする。その後について新規参入事業者との交渉が具体化し大会を実行する場合はプレ大会とし正式参入は翌年からとする。

### 第3条 (参加資格)

公式大会への参加資格は次の通りとする。

(1) 和歌山県軟式野球連盟学童部西牟婁支部(以下「本学童部」という)へ登録されたチームとする。  
但し、次のチームについては下記への参加を認める。

1. 「剛健」については下記①②の大会
2. 「串本代表チーム」については下記③の大会

記

- ① 田辺市市長旗争奪学童軟式野球大会
- ② スポーツ少年団軟式野球西牟婁支部大会兼支部予選
- ③ JA 紀南旗争奪ちゃぐりん学童軟式野球大会

(2) 支部大会に出場できる最低選手登録人数を9名とする。

西牟婁支部規約第5条5項 一平成27年12月1日代表者会議承認一

【注：県大会に出場する場合最低登録人数10名以上につき注意のこと】

### 合同チーム

一令和2年2月1日 代表者会議承認一

(3) 合同チーム編成について

#### ① 合同チーム編成の条件

1. 合同チーム編成(各級)は、各クラブとも次の条件を満たして入り場合に認める。

A級	：	6年・5年・4年で	10名以下の場合
B級	：	5年・4年・3年で	10名以下の場合
C級	：	4年・3年・2年で	11名以下の場合

2. 合同チーム編成を決めたチームは、極力早い時期に理事会に報告すること。

理事会は編成の条件「西牟婁支部規約第3章第5条4項、本規約第3条(3)-1項」に合致するか等協議の上、どの大会から参加資格を与えるかを定める。

#### ② 合同チーム編成の仕方

1. 単独で編成可能なチームの場合、1チームを限度に救済チームとの合同を可能とする。
2. チーム編成が不可能なチーム同士の場合、3チームを限度に合同を可能とする。

3. スポーツ少年団の大会は、市町村をまたぐ合同チーム編成は不可とのことから合同チーム編成に当たっては十分注意のこと。

4. 合同チームは毎年見直す。

### ③ 合同チームの大会への参加

1. 本規定に基づいて編成された合同チームは、本協議会が主催する大会への参加を認める。但し、県軟連学童部に参加登録していないチームを当協議会が特別に支部大会参加を認めたチームは、県大会を兼ねた大会についてはベスト8の段階でその後の試合は辞退とする。

2. 登録をされたチームは、以降の大会は同チーム編成を原則とするほか大会への選手登録等は次の通りとする。

1) 単独では最低人数に足りない学校の選手が登録されていること。

2) 合同チームを2チーム編成した場合、そのチーム間で登録選手を入れ替えることはできない。

3) 単独で最低人数に足りる状況になっても、本年度大会終了までは合同チームは継続しなければならない。本条項を原則とするが、合同の相手がチーム編成できることを条件に事務局が指定する時期（6月ごろ）に一度再編機会を設ける。再編を希望するチームは指定する期間内に理事会に届け出て承認を受けなければならない。

4) 第3条3項で規定されていないことが発生した場合は大会実行委員会で決める。

5) 合同チームは、毎年の登録とする。

## 第4条 （登録審判員）

この条項は、和歌山県軟式野球連盟学童部西牟婁支部第8条に基づき運用等について定める。

(1) 登録審判員は、「田辺・西牟婁学童野球協議会」に属するものとする。但しチーム所属の登録審判員（チーム登録審判員）は除く。

令和5年11月24日代表者会議で決定

(2) 登録審判員は、公式大会のうち「田辺市長旗」「田辺議長旗」「いちのせバッシングセンター旗」「山收木材CUP」「B級・C級」大会を除く大会の1回戦から準々決勝の球審を審判部とで担当し、1試合につき昼食費、交通費として1,500円を限度に支給する。審判部は、1試合につき1,000円を限度に支給する。

(3) 登録審判員は、担当する試合の試合開始予定時間の1時間前までに試合会場に集合し30分前までには大会本部に「登録審判員証」を提示すること。

(4) 登録審判員は、支部規約の目的を達成するため審判部と合同で球審講習を行う。

(5) 登録審判員の変更、交代について

仕事等の都合で審判を交代する場合は、登録審判員間での変更は可能とする。

(6) 登録審判員証の交付

- ① チームから推薦を受け、かつ(4)の講習を受けた者に審判部長が交付する。
- ② 県軟連審判部に登録されている者、公認の審判証を有するもの(BFJ等)
- ③ 球審履歴を有し資質、資格を有すると審判部長が認めた者。

に協議会より交付する。

(7) 抽選会終了後「登録審判・審判部(球審)割当表」を協議会サイト、ラインに掲載のほかトーナメント表(協議会サイトに掲載)でもわかるようにする従って個々への連絡はしない。

(8) 服装

本規約第12条(5)に準じる。

(9) 登録審判制を創ったことにより第11条の「審判員」は、チーム審判員と位置づけ公式大会では主に塁審を担当する。但し本条(2)に記載の大会については、球審も担当できる。チーム審判員については、昼食費・交通費の支給はない。

令和4年2月13日指導者研修会で承認

第5条 (組合せ抽選会)

(1) 公式大会の組み合わせ抽選会は会長が招集し本協議会役員、審判部、参加チーム代表が参加して行う。(この会議を大会実行委員会とする)ただし、協議すべき事項のないような場合は、会長は、大会会場等を使用して抽選会のみを行うことができるものとする。

(2) 大会に参加するチームは、年度最初の抽選会で参加申込書兼登録原簿5部に参加料を添えて申し込むこと。(以後登録原簿に変更[背番号含む]のない限り提出は不要とする)変更は、特別な事由がない限り抽選会の時のみとする。また、参加申込書兼登録原簿に西牟婁支部規約 第10条2.に記載の「指導者資格番号」の記入を義務付けする。 令和6年11月23日代表者会議承認

(3) 学校行事で大会日時等に差支えのあるチームは抽選会までに大会実行委員会に申し出ること。

(4) 大会実行委員会は(3)の申し出があったときは、日時等変更の可否を最大限検討した上で同委員会出席者に図り決定する。

(5) 上記(4)での決定後の変更はできない。

第6条 (大会開催日等)

(1) 大会開催日は、原則土曜日、日曜・祝日とする。

(2) 開催日の決定、変更は大会実行委員長、副委員長、事務局長で決定する。

第7条 (開会式・大会開催に関する事項)

- (1) 開会式を行う大会は、参加全チーム出席しなければならない。正当な理由なく参加しないチームは原則として当該大会を棄権したものとみなす。
- (2) 本学童部に登録されているチームは、大会に不参加であっても希望すれば入場行進には参加を認める。
- (3) 第2条に定める公式大会は、この「大会運営規約並びに取り決め事項」のほか、別に定める開催要項(別表1)により行う。但し協賛者等や記念大会の主催者が大会実施要綱等を作成し、本協議会がそれを認めた場合、この要綱等を優先する。但し要綱等に定めのないことは、本協議会の規約に従うものとする。
- (4) 公式大会は、特別な事情がない限り一回戦から各会場に「大会本部」を置く。設置要綱(別表2)は別に定める。なお、B級・C級大会はこの項目は適用しない。

#### 第8条 (競技運営・大会進行上の注意事項)

公式大会は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 出場チームは、試合開始予定時間の1時間前までに会場に到着すること。

罰則：試合開始予定時刻をもって『没収試合』とする。

試合開始時刻が遅れている時は、打順表交換時をもって『没収試合』とする。

- (2) 第2試合目以降は、トーナメント表の試合開始予定時刻に関係なく、前試合の終了後20分を目安に、試合が連続する場合は30分を目安に次の試合を開始する。

- (3) 打順表の記入上の注意

打順表は、大会申込書兼登録原簿に記載された選手全員をフルネームで記入し必ずフリガナを付けること。

競技者必携・2020.2.15付県軟連学童部より周知指導

- (4) 打順表の登録原簿との照合、交換及び攻守の決定

##### ① 第1試合目の対戦チーム

試合開始40分前までに大会本部で打順表と登録原簿との照合を受けること。引き続き両チーム監督・主将及び審判員・大会本部役員等立ち合いで打順表の交換、

攻守の決定を行うこと。

##### ② 第2試合目、第3試合目の対戦チーム(第4試合目がある場合も同様)

前試合の3回終了時、打順表と登録原簿の照合、両チーム監督・主将及び審判員・大会本部役員等立ち合いで打順表の交換、攻守の決定を行うこと。

3回終了時・令和5年11月24日代表者会議決定